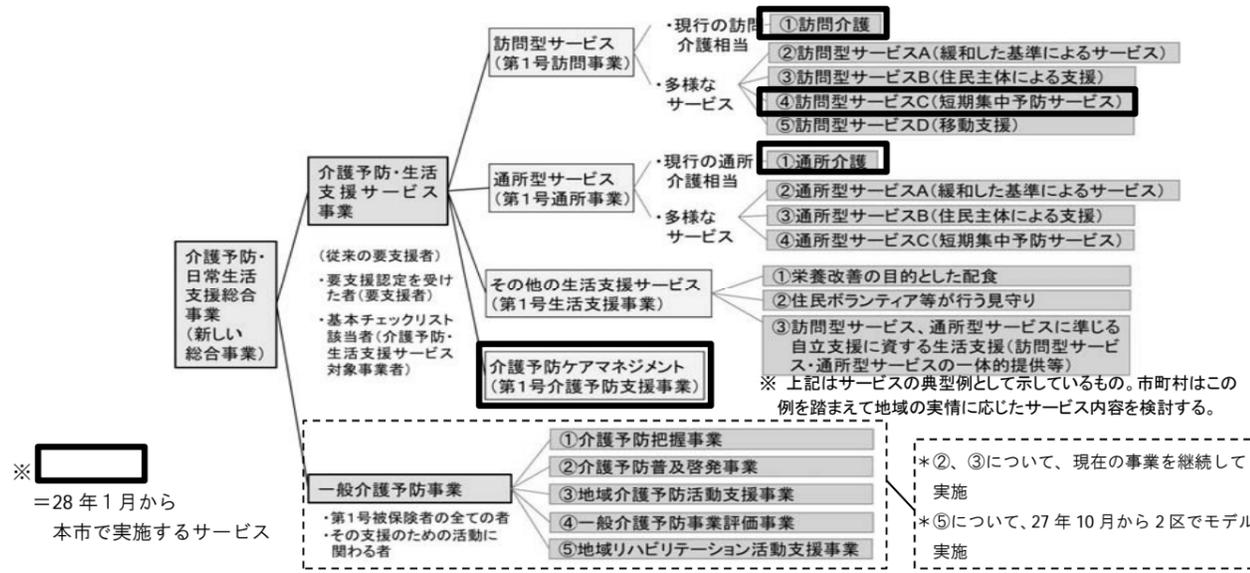
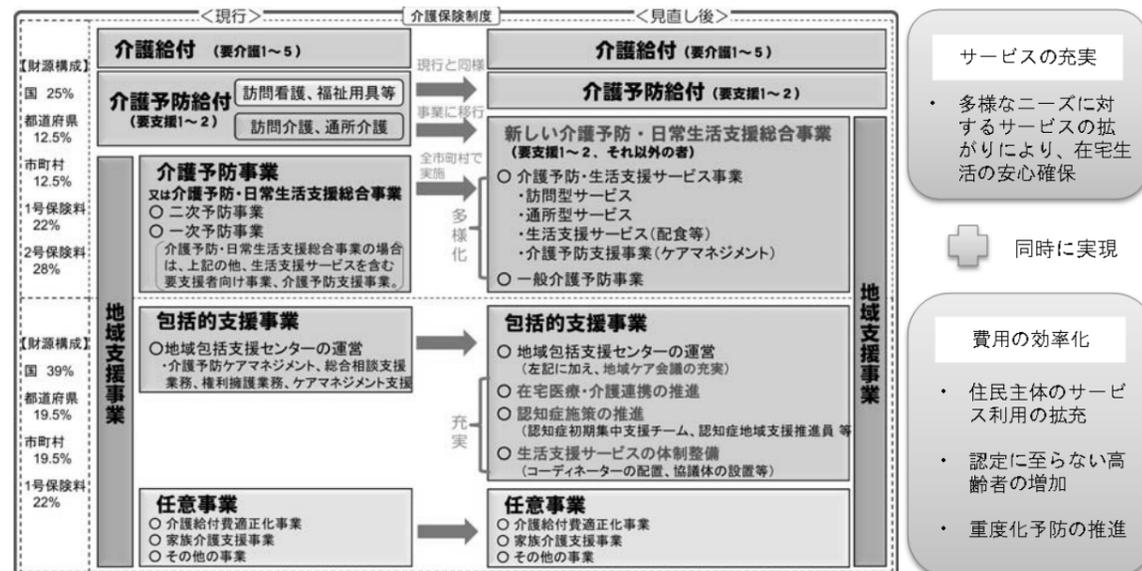


1 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは

(1) 目的

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としています。

(2) 総合事業の構成



2 横浜市の総合事業実施の基本的考え方

- 要介護状態の予防と自立に向けた支援
- 多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

【移行スケジュール】 ※平成 28 年 1 月～総合事業への移行開始
※平成 29 年 4 月～総合事業本格実施

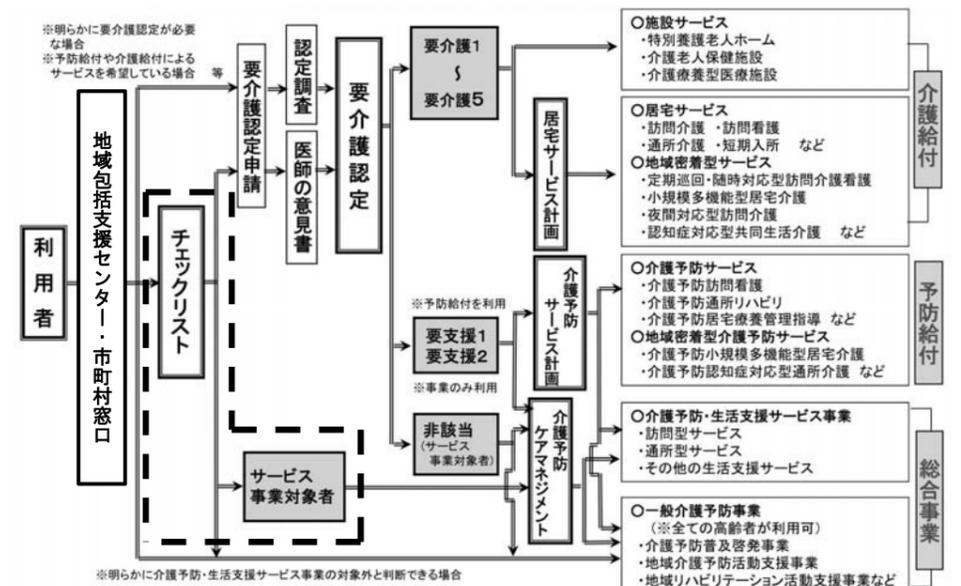
3 平成 28 年 1 月移行当初の総合事業

(1) 対象者及び利用手続き

- 対象者
 - ア 28 年 1 月以降に、新規・更新により要支援認定を受けた方
 - イ チェックリストにより事業対象者と判断された方

- 利用手続き
 - ア 要介護認定申請 → 要支援認定 → 介護予防サービス計画
 - イ チェックリスト → サービス事業対象者 → 介護予防ケアマネジメント

※チェックリストについては、移行当初は一部の地域包括支援センターの住民を対象に試行実施。(※ 部分)



(2) サービス内容

- 現行の事業者等による介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービス(現行相当のサービス)
 - ア サービスの基準 = 現行基準と同様(人員・設備・運営)
 - イ 単価(単位) = 訪問は現行と同等の1月あたりの包括単位に加え、1回あたりの単位等を追加
通所は現行の要支援1及び要支援2の区分を回数等を基準に整理
 - ウ 利用者負担割合 = 介護給付と同じ
 - エ 利用限度額 = 要支援者…現行の利用限度額と同じ
事業対象者…要支援1の利用限度額と同じ
- 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
 - ア サービス内容 = 早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、3～6か月の短期間で集中的に実施
 - イ サービス提供者 = 区福祉保健センターの嘱託看護師、保健師
 - ウ 利用者負担 = なし
- 介護予防ケアマネジメント
 - 地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、達成に向けて介護予防の取組み(現行相当のサービスや一般介護予防事業など)を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援。地域包括支援センターは、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託することも可能。

4 その他多様なサービスについて

- 緩和した基準によるサービス(サービスA)
 - 現在実施している事業所調査等の結果を踏まえてサービス内容を決定し、平成28年度に順次導入。
- その他の多様なサービス(サービスBなど)
 - 現在実施しているインフォーマルサービスの調査結果や、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター及び協議体の設置)に係る介護保険運営協議会のご意見等を踏まえ、平成29年度の本格実施に向けて内容を検討。